

令和8年度 吉川市保育施設（夏休み限定の学童保育室）利用調整基準表

記入年月日 年 月 日

児童氏名	基準指数 (A)		調整指数 (B)	合計指数 (A)+(B)	計	確認
	父	母				
	父					㊞
	母					㊞

1 基準指数【基準指数及び調整指数は、利用希望申込締切日又は市が指定した不足書類提出期限日を基準日とする】

番号	保護者の状況		細 目				指数	
							父	母
1	就労	居宅外労働 居宅内労働 自 営 家内労働	月～土曜日の内 週5日以上				10	10
			月～土曜日の内 週4日				9	9
			月～土曜日の内 週3日				8	8
	内定	市内の認可保育施設で保育士・学童保育室で学童支援員として勤務することが内定している場合、就労の基準を準用 上記以外の内定の場合就労の基準指数に対して ×0.5						
2	妊娠・出産		出産予定日の6週前（多胎妊娠にあつては14週前）の日が属する月から出産日の翌日から8週経過する日が属する月の末日まで 切迫流産は疾病の基準を適用し、医師の診断書に基づき判断します					8
3	疾病	長期入院	概ね1か月以上の入院				10	10
		自宅療養	疾病のため、常時臥床				10	10
			概ね1か月以上の通院加療が必要で、常時保育が必要な場合				8	8
	心身障害		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	障害年金	—	—
		1級、2級	㊞、A	1級	1級	10	10	
		3級	B	2級	2級	8	8	
		4級	C	3級	3級	6	6	
4	介護		介護等に要する日数及び時間をもとに就労の基準を準用					
5	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに就労の基準を準用					
6	求職活動（起業準備を含む）		求職のため保育の必要性が認められる				2	2
7	就学（職業訓練校等を含む）		通学時間を除き、保育に当たることのできない時間をもとに就労の基準を準用					
8	虐待・DV		虐待やDVの恐れがあり社会的養護が必要と認められる場合 児童の状況により最優先とする					
9	その他特例承認		上記に類する様態で、児童福祉の観点から保育の必要性が認められる					

1. 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。（基準指数）
2. 保護者が保育の必要な事由（就労等）が2以上ある場合、原則として指数の高い状況を取り指数を決定する。
3. 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。なお、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく育児短時間勤務を利用している場合、契約上の勤務時間（育児短時間取得前の勤務時間）で指数を決定する。
4. 就労時間には、通勤時間は含まず、2時間以内の休憩時間を含める。
5. 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。

2 調整指数

加算指数	家庭状況	ひとり親世帯	父母のどちらかが不存在（死亡、離婚、未婚など）※1	20	
			父母の両方が不存在（死亡など）	22	
	所得状況	低所得世帯	生活保護世帯のうち保護者の就労により自立が見込まれる場合		
			生活保護世帯	2	
			生活保護基準程度の収入で生計を維持している世帯	1	
	就労状況	生計中心者の失業	生計中心者が、本人の意思によらぬ失業等により求職活動等を行っている場合 ※2	1	
			育児休業	2	
		市内の保育士・学童支援員	市内の認可保育施設又は学童保育室で保育士、学童支援員として勤務している又は勤務することが内定している場合	4	
			市外の保育士・学童支援員	市外の保育施設で保育士として月20日以上1日6時間以上勤務している、又は市外の学童保育室で学童保育支援員として月20日以上1日5時間30分以上勤務している場合	2
	児童の状況	学年	障がい	利用申込児童が特別支援級に在籍する場合	1
			1年生	20	
			2年生	14	
			3年生	10	
			4年生	4	
5年生			2		
世帯の状況	多子世帯	申込児童が第3子以降の場合	1		
		多胎児	多胎児が同時に利用を希望する場合	1	
減算指数	世帯の状況	同居祖父母等	同居している18歳以上65歳未満の親族、その他の者が無職の場合や月64時間以上の就労等に該当しない場合（証明できる書類が提出できない場合）	該当者×-2	
			自営・家内労働の状況	自営等	勤務形態が自営や経営者が自身又は親族である場合で、仕事内容・実績がわかる書類を提出できない場合※3
	家内労働の月収	月額5万円未満の場合		-1	
		月額3万円未満の場合		-2	
	保育料等滞納	滞納世帯	保育施設、学童保育室の利用者負担金が滞納となっている世帯で、納付の督促等に対し、誠意ある対応が見られない場合	滞納月数×-1	

※1 離婚調停中又は離婚裁判中も含む。

※2 「離職票のコピー」「雇用保険受給資格者証のコピー」「退職証明書のコピー」等退職理由がわかるものを提出

※3 自営等について、「仕事内容・実績がわかる書類」を確認した結果、仕事内容・実績がない場合には、該当とする。

3 同一指数で順位を判定する際の基本的考え方

順位	項目	考え方
1	学年	児童の学年が低い方を優先とする。
2	ひとり親世帯等	同居者に18歳以上の親族がいないひとり親世帯等(同居者には別世帯でも同一敷地内等で生計を一にしている者を含む) 1 両親不在世帯 2 母子、父子世帯
3	低所得世帯	生活保護世帯基準程度の収入で生計を維持している世帯で、生活の自立支援のために保育の必要性が認められる場合
4	生計中心者の失業	生計中心者が、本人の意思によらぬ失業等により求職活動等を行っている場合は、他の求職者より優先とする
5	兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が学童保育室を利用している場合
6	勤務場所	保護者の勤務場所等が居宅外の者
7	勤務時間	1月の就業規則等における勤務時間の多い者
8	勤務実績	現在の勤務先の就労期間が長期の者

4 その他

同一指数で順位を判定する際の基本的考え方において、保護者の状況の類型区分が異なる場合の優先順位は①災害復旧②疾病・障害③介護④就労⑤就学⑥就労（内定）⑦妊娠・出産⑧求職活動とする